

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2019年11月8日

【会社名】 株式会社キムラタン

【英訳名】 KIMURATAN CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清川 浩志

【本店の所在の場所】 神戸市中央区加納町2丁目4番10号
水木ビルディング

【電話番号】 078-806-8234(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 木村 裕輔

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区加納町2丁目4番10号
水木ビルディング

【電話番号】 078-806-8234(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 木村 裕輔

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当

株式	49,999,680円
第15回新株予約権証券	5,070,590円
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払 込むべき金額の合計額を合算した金額	488,267,990円

(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。
また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少しません。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,543,200株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 2019年11月8日開催の当社取締役会決議によります。

2 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,543,200	49,999,680	24,999,840
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	1,543,200	49,999,680	24,999,840

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、24,999,840円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
32.4	16.2	100株	2019年11月25日	-	2019年11月25日

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の概要については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の金額であります。

3 申込み及び払込みの方法は、本届出書の効力発生後に割当予定先との間で本新株式の総数引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、

4 払込期日までに、割当予定先先との間で本新株式の総数引受契約を締結しない場合は、本普通株式の発行は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社キムラタン 管理本部	神戸市中央区加納町2丁目4番10号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社山陰合同銀行 神戸支店	神戸市中央区京町70番

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	149,135個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	金5,070,590円
発行価格	第15回新株予約権 1 個当たり34円(第15回新株予約権の目的である株式 1 株当たり0.34円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	2019年11月25日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社キムラタン 神戸市中央区加納町 2 丁目 4 番10号 水木ビルディング
払込期日	2019年11月25日(月)
割当日	2019年11月25日(月)
払込取扱場所	株式会社山陰合同銀行 神戸支店

- (注) 1 株式会社キムラタン第15回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)については、2019年11月8日(金)開催の当社取締役会において発行を決議しています。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本届出書の効力発生後、払込期日までに第15回新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。
- 3 第15回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 4 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 第15回新株予約権の目的である株式の総数は14,913,500株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、割当株式数は、調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、第15回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 第15回新株予約権の行使価額の修正基準：第15回新株予約権の行使価額は、第15回新株予約権の行使請求に必要な事項の通知がなされた日の直前取引日の東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値が無い場合には、その直前の終値。以下同じ。)(以下「東証終値」という。)の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額が、当該行使請求に必要な事項の通知がなされた日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該通知がなされた日以降、当該金額に修正される。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限：当初18円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整されることがある。) 5 割当株式数の上限：第15回新株予約権の目的である株式の総数は14,913,500株(発行決議日現在の発行済株式総数に対する割合は12.7%)、割当株式数は100株で確定している。 6 第15回新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて第15回新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額)：273,513,590円(但し、第15回新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 第15回新株予約権には、当社の決定により第15回新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的と なる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数100株</p>
<p>新株予約権の目的と なる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 第15回新株予約権の目的である株式の総数は、14,913,500株とする(第15回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、第15回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 調整後割当株式数 = $\frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、第15回新株予約権に係る新株予約権者(以下「第15回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 第15回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各第15回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 第15回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初32.4円とする。</p> <p>3 行使価額の修正 別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(3)号に定める第15回新株予約権の行使請求に必要な事項の通知がなされた日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。ただし、修正日に係る修正後の行使価額が18円(以下「下限行使価額」といい、本欄第4項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>4 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が第15回新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p>
-----------------------	--

	<p>本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第15回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第15回新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第15回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金488,267,990円</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、第15回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第15回新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>第15回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各第15回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る第15回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る割当株式数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>第15回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>2019年11月26日から2022年11月25日までの期間(以下「行使期間」という。)とする。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社山陰合同銀行 神戸支店</p> <p>4 新株予約権の行使請求及び払込の方法</p> <p>(1) 第15回新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の第15回新株予約権を行使することができる期間中に本欄第1項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。</p> <p>(2) 第15回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第15回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。</p> <p>(3) 第15回新株予約権の行使請求の効力は、本欄第1項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第15回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。</p>
新株予約権の行使の条件	第15回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、第15回新株予約権の取得が必要であるとして、2019年11月26日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第15回新株予約権1個当たり34円の価額で、第15回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第15回新株予約権の全部を取得することができる。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、第15回新株予約権1個当たり34円の価額で、第15回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第15回新株予約権の全部を取得する。</p> <p>3 当社は、2022年11月25日において、本新株予約権1個当たり34円の価額で、当該時点で残存する本新株予約権(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>該当事項はありません。</p> <p>但し、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約(以下、「本買取契約」といいます。)において、割当予定先は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定です。</p>
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1 資金調達の概要及び選択理由

(1) 資金調達の目的

当社は、2016年3月期以降、継続して損失を計上しており、2019年3月期においては6億22百万円の営業損失、6億54百万円の親会社株主に帰属する当期純損失及び3億99百万円のマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しております。その結果、2019年3月期末の当社単体ベースの現金及び預金残高は、2億30百万円となり手元流動性は0.68倍と低水準となっております。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c . 割当予定先の選定理由に記載している事業戦略を着実に実行することで、当該状況を早期に解消し、業績及び財務体質の改善を目指してまいります。

しかしながら、これらの事業戦略については、いずれも現在実行の途上の段階にあり、直ちに大きなキャッシュ・フローを生み出すことは現実的には困難であります。今後、これまでにないスピード感をもって戦略を着実に実行することにより早期の収益改善に努めてまいります。目下の当社の現況を踏まえると、当面の仕入資金を手元資金から捻出することは難しく、新たな資金調達の必要性が生じております。

調達手段としては、当社の現況に鑑み資本性の資金調達が妥当であると判断し、当社代表取締役である清川浩志氏自身が、経営再建を果たしていくという強い決意から自らが新株式を引き受けることを前提とし、協調して当社に出資する意向のある引受け先を模索してまいりました。資金調達の手法については、当社の資金需要とのバランスを考慮しつつ、既存株主の利益に十分配慮することを重視し、国内外の事業会社・投資家との協議を重ねてきました。

その最中ではありますが、秋物の仕入資金に目処をつける必要があることから、当社は、当社代表取締役清川浩志氏及びかねてより当社を支援したいとの意向を示されていた株式会社大都商会を割当先として新株式及び新株予約権を発行することとし、2019年8月27日付公表の「第三者割当による新株式の発行及び第14回新株予約権の発行に関するお知らせ」に記載のとおり、同日発行を決議し、同9月13日に払込が完了いたしました。

これにより当面の資金の目処は立ちましたものの、未だ収益及びキャッシュ・フロー改善は実行途上の段階にあります。当第2四半期の業績は、2019年3月に中西株式会社を連結子会社化したことにより売上高は前年同期比24.7%増の21億72百万円と増収となりましたが、既存アパレル事業の売上高は前年同期比2.5%減と低調な推移となりました。その結果、粗利率の改善及び経費の削減により前年同期に対して赤字幅は僅かに縮小となったものの計画には至らず、依然として営業キャッシュ・フローはマイナスの状況が続いており、2019年9月末日時点の連結ベースの現金及び預金残高は、2億48百万円となっております。

以上のとおり、前回ファイナンスにより、2019年9月13日を払込期日として約2億円の資金を調達いたしました。冬物の一部及び春物の仕入資金としてさらに資金を調達する必要があることと、国内ベビー・子供服市場は全体として厳しい状況が続く中、短期戦略、中期戦略の実行を加速させる必要があることから、当社の現況に鑑み資本性の資金調達が妥当であると判断し、新株式及び新株予約権の発行により資金調達を行うことといたしました。

前回ファイナンスにより調達した資金の充当状況は、下表のとおりです。

なお、前回ファイナンスにより発行した新株予約権48,370個については、現時点ではその全部が未行使であります。

〔前回ファイナンスの新株式発行及び新株予約権発行により調達した資金の充当状況〕

具体的な使途	支出予定額	支出時期	現時点での支出額
本業の仕入資金	200百万円	2019年8月～2019年10月	150百万円
借入金の返済		2019年9月	50百万円
合計	200百万円		200百万円

上表の借入金の返済については、人件費等の運転資金に充当するために当社代表取締役清川浩志氏より借入れた50百万円について前回ファイナンスの払込金の一部を原資として返済したものであります。

(2) 資金調達方法の概要

本新株式発行と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達方法は、既存株主の利益に配慮しながら、当面の必要資金を確実に調達し、今後の事業戦略の実行と経営再建を確かなものとするとともに、中長期的な成長戦略であるウェアラブルIoT事業の拡大に必要な資金を充足し企業価値の向上を目指していくという点で現時点における最適な選択であると判断いたしました。

(3) 本新株予約権の商品性

本新株予約権の構成

- ・本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は14,913,500株です。
- ・割当予定先はその裁量により本新株予約権を行使することができます。但し、下記に記載のとおり、本買取契約の規定により当社が行使指定(下記に定義する。)を行うことができますので、当社の裁量により、割当予定先に対して一定数量の範囲内で行使を義務付けることが可能となります。
- ・本新株予約権の行使価額は、当初32.4円(発行決議日の前取引日の東証終値の90%の水準)ですが、本新株予約権が行使される都度、本新株予約権の行使請求に必要な事項の通知がなされた日の直前取引日の東証終値の90%に相当する価額(円位未満少数第2位まで算出し、少数第2位を切り上げます。)に修正されます。但し、行使価額は、下限行使価額である18円(発行決議日の前取引日の東証終値の50%の水準)を下回って修正されることはありません。
- ・本新株予約権の行使期間は、割当日の翌取引日以降3年間である2019年11月26日から2022年11月25日までの期間です。

当社は、当社と割当予定先との間で締結予定の本買取契約において主に下記及びの内容について合意する予定です。

当社による行使指定

- ・割当日の翌取引日以降、2022年11月10日までの間において、当社の判断により、当社は割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定すること(以下「行使指定」といいます。)ができます。ただし、2020年2月25日までの間においては、割当予定先の合意の元に、当社は行使指定を行います。
- ・行使指定に際しては、その決定を行う日(以下「行使指定日」といいます。)において、以下の要件を満たすことが前提となります。
 - ()当社が、未公表の重要事実を認識していないこと
 - ()前回の行使指定日から10取引日以上の間隔が空いており、延長された行使コミットメント期間内の日にも該当しないこと
 - ()東証終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回っていないこと
 - ()当社の株価に重大な影響を及ぼす可能性があるとして合理的に予想される事実又は実際に株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日でないこと
 - ()東証における当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し(ストップ高)又は下限に達した(ストップ安)まま終了していないこと
 - ()当社が本買取契約の規定に違反していないこと
- ・当社が行使指定を行った場合、割当予定先は、原則として、行使指定日の翌取引日から10取引日以内(以下「行使コミット期間」といいます。)に指定された本新株予約権を行使する義務を負います。
- ・一度に行使指定可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社株式の数が、行使指定日の直前取引日までの20連続取引日又は60連続取引日における当社株式の1日あたり平均出来高のいずれか少ない方の数を超えないように指定する必要があります。
- ・行使指定後、当該行使指定に係る行使コミット期間中に東京証券取引所における当社株式の株価(場中株価を含む)が下限行使価額の110%に相当する金額を下回った場合には、当該行使コミット期間は終了となります。
- ・行使指定後、当該行使指定に係る行使コミット期間中に当社株式が取引停止となった場合、当社株式が監理銘柄に指定された場合もしくは上場廃止となった場合又は以下に記載する行使コミット期間の延長を生じさせる事由が発生したため10取引日の行使コミット期間を確保できなくなる場合は、当該コミット期間は終了となります。
- ・行使コミット期間中に当社株式の1日あたりの出来高行使指定を行った株数の50%を下回った場合、行使コミット期間は下回った日数分、延長されます。

割当予定先による本新株予約権の取得の請求及び当社による本新株予約権の取得

割当予定先は、2019年11月26日以降、2022年11月24日までの間のいずれかの取引日の東証終値が下限行使価額を下回った場合、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより本新株予約権を取得します。また、当社は、2022年11月25日において、本新株予約権の要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、当該時点で残存する本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得します。

(本新株予約権のメリット)

過度な希薄化の抑制が可能なこと

本新株予約権の目的となる株式の総数は14,913,500株(発行決議日現在の発行済株式数117,460,310株の12.7%)と固定されており、株価動向にかかわらず本新株予約権の最大交付株式数が限定されております。行使価額が下方修正されても、希薄化が当初の想定以上に進むことはありません。

株価への影響の軽減を図っていること

- ・本新株予約権の行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいと考えられます。
- ・下限行使価額が18円(発行決議日の前取引日の東証終値の50%の水準)に設定されており行使価額がかかる金額を下回ることはありません。
- ・行使指定を行う際には、東証終値が22円(下限行使価額の120%の水準)以上である必要があり、また、上記「(3)本新株予約権の商品性 当社による行使指定」に記載のとおり、一度に行使指定可能な数量の範囲は行使指定直前の一定期間の出来高等を基本として定められることになっており、行使が発生する株価水準や株式発行による需給悪化懸念に配慮した設計となっております。
- ・当社は、当社と割当予定先との間で締結予定の本買取契約において、割当予定先は、本新株予約権の行使により交付を受けた株式について、一日の当社株式の出来高の20%を超える株式数を一日で売却しない旨を合意する予定です。

行使の蓋然性を高めることが可能となっていること

上記(3)本新株予約権の商品性の に記載の通り、当社の判断により、行使指定を行うことが可能となります。このことから、市場動向及び資金の状況を勘案しつつ、適切なタイミングで行使の蓋然性を高めることが可能となる設計となっております。

(本新株予約権の主な留意事項)

本新株予約権の下限行使価額は18円(発行決議日の前取引日の東証終値の50%の水準)に設定されており、株価水準によっては資金調達ができない可能性があります。

株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

当社株式の流動性が低下した場合には、資金調達完了までに時間を要する可能性があります。

本新株予約権発行後、東証終値が下限行使価額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する場合があります。

(他の資金調達方法との比較)

金融機関からの借入れ

金融機関からの借入れによる資金調達については、当社の現在の財務状況に鑑み困難性が高いと考えられ、また、調達金額が負債となり、負債比率が上昇し、財務健全性の低下が見込まれるため、現状の当社の財務状況等に鑑み、望ましくないと判断いたしました。

公募増資

公募増資は有力な資金調達手段ではありますが、現在の当社の財務状況を鑑みると現実的ではないと判断し、資金調達の候補からは除外いたしました。

転換社債型新株予約権付社債

金融機関からの借入れと同様に当社の財務状況に鑑み困難性が高いと考えられ、また、調達金額が当初負債に計上されるため、転換行使が進まない場合には継続的な財務健全性の低下が見込まれるため、現状の当社の財務状況等に鑑み、望ましくないと判断いたしました。

第三者割当による全量新株式の発行

第三者割当により本新株式発行及び本新株予約権の全株式を発行する場合、一時に資金調達を可能とする反面、1株当たり利益の希薄化も一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。他方、今回の本新株式発行と本新株予約権の発行の組み合わせの場合、既存株主の利益に配慮しつつ、当面の必要資金を確実に調達するとともに、中長期的な企業成長に応じた資金調達に期待ができることから、現時点では最適な資金調達方法であると判断いたしました。

2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は、割当予定先との間で本新株予約権の募集に関し締結予定の本買取契約において、本「(注)1

(3) 本新株予約権の商品性」及びに記載の内容以外に、下記内容について合意する予定です。

< 割当予定先による行使制限措置 >

当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下、「制限超過行使」といいます。)を割当予定先に行かせない。

割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させる。

3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5 その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当予定先は、第15回新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。但し、割当予定先が、第15回新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

6 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとします。また、当社は、行使請求により発行する株式に株券を発行しないものとします。

7 第15回新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 第15回新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第15回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。
- (2) 当社は、第15回新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付します。

8 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、第15回新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
538,267,670	9,700,000	528,567,670

- (注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に、本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額です。
- 2 行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少いたします。
- 3 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権評価費用、調査費用、変更登記費用、有価証券届出書作成費用及び株式事務手数料の合計です。
- 4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

〔本新株式発行及び本新株予約権発行により調達する資金の使途〕

具体的な使途	支出予定額	支出予定時期
本業の仕入資金	51百万円	2019年11月～2019年12月
合計	51百万円	

アパレル事業においては、春夏物に比べ秋冬物の仕入額が大きく(秋冬物の仕入額は春夏物に対し概ね1.5倍)、例年8月～11月にかけて仕入資金の支出が先行することから、2019年8月27日付公表の「第三者割当による新株式の発行及び第14回新株予約権の発行に関するお知らせ」に記載のとおり、新株式発行により調達した約2億円を秋冬物の仕入資金に充当いたしました。

目下、「事業計画2019-2020」に掲げた戦略実行に取り組み、業績改善とキャッシュ・フローの改善を目指しているところでありますが、現時点では実行途上の段階にあり、手元資金と合わせても冬物の仕入資金に不足が見込まれます。さらに、新生児ブランド「愛情設計」リニューアルによる新商品の仕入れ及び2020年春物の仕入れが重なることから、2019年11月～2020年3月にかけて資金需要が高まることを見込まれております。

以上のことから、本新株発行及び本新株予約権発行並びに本新株予約権の行使により調達する資金の一部を本業の仕入資金に充当するものであります。

〔本新株予約権の行使により調達する資金の使途〕

具体的な使途	支出予定額	支出予定時期
本業の仕入資金	100百万円	2020年1月～2020年3月
雑貨仕入資金	80百万円	2020年2月～2020年7月
ブランド・リニューアルに伴う仕入資金	50百万円	2020年8月～2020年12月
EC・Webサイトリニューアル	50百万円	2020年5月～2021年3月
ウェアラブルIoT事業開発投資及び海外展開資金	197百万円	2020年12月～2023年3月
合計	477百万円	

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金用途についての詳細は以下のとおりです。

なお、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は当社株式の株価動向及び新株予約権者の判断に依存するため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。なお、上記の用途については、概ね～の順番で充当することを予定しておりますが、調達額が下回った場合には、の用途で調整することを想定しております。

なお、上記～については実際に支出するまでの間は、安全性の高い預金口座にて運用・管理していく予定です。

本業の仕入資金

前記〔本新株発行及び本新株予約権発行により調達する資金の用途〕に記載のとおりであります。

雑貨仕入資金

中期戦略のひとつに掲げているM&A戦略については、2019年3月にベビー・子供服飾雑貨メーカーである中西株式会社(以下、「中西」といいます。)の株式を取得し、現在、中西とのシナジーの最大化に向けて取り組んでいるところであります。中西による当社ブランド製品のOEM生産にとどまらず、中西ブランドの当社ECにおける販売も計画しており、店舗及ECにおいて総合的に服飾雑貨を強化することにより、売上・収益の拡大を目指してまいります。以上により仕入額の増加が見込まれることから仕入資金として80百万円を充当する予定です。

ブランド・リニューアルに伴う仕入資金

2019年度短期戦略のひとつとして「ブランド・リニューアル」を掲げ、新生児ブランド「愛情設計」の全面リニューアルと新ブランド「n.o.u.s」の立ち上げを実施いたしました。これにより、顧客層の幅を拡げ今後の売上拡大につなげてまいります。今後、既存ブランドについても見直しを行い、顧客ニーズにより的確に対応したブランドへのリニューアルや新ブランド導入により売上拡大を図っていくことを構想しており、それに伴い増加する仕入資金として50百万円を充当する予定であります。

EC・Webサイトリニューアル

昨今のアパレル消費の動向を踏まえると、ECの一層の強化と短期戦略であるリアル店舗とECの連携の強化を加速させる必要があると考えております。

ECについては、各ブランドのコンセプト、シーズンイメージの表現力の向上とともに、サイトとしてのパフォーマンス向上も図り、顧客にとっての魅力度と利便性を向上させ、売上拡大につなげてまいります。

また、今般のブランド・リニューアルに伴い、「愛情設計」及び新ブランド「n.o.u.s」の紹介ページを立ち上げ、各々のブランドのコンセプトや価値観の訴求を行っておりますが、既存のWebサイトについてもブランド価値の表現力、訴求力を高めていくことが急務であると認識しており、Webサイトを全般的に総合的に強化する必要があると考えております。

また、これまでも短期戦略に掲げたとおり、会員の獲得に努めてまいりましたが、「リアル店舗とECの連携強化」による顧客価値の向上に向けて、会員制度の見直し、デジタル技術の活用による顧客にとっての利便性の向上にも取り組んでまいります。

以上のとおり、ECの強化、Webサイトのリニューアル、リアル店舗とECの連携強化のためのデジタル・マーケティングの総合的な強化に対し50百万円を充当する予定であります。

ウェアラブルIoT事業開発投資及び海外展開資金

当社は、少子化を背景として国内ベビー・子供アパレル市場は市場規模の縮小が予想される中、中期戦略として「ウェアラブルIoT事業」及び「海外戦略」を掲げ、事業領域の拡大を目指しております。

「園児見守りソリューション」につきましては保育所からの関心は高く、現在、全国の保育所への営業活動及び代理店の募集活動を行っており、年内の販売開始を目指してまいります。

一方で、保育士不足が深刻化する中、保育所運営全般に係る業務負担軽減が課題となっており、保育所運営に関する全般的なソリューションを提供することで事業の拡大につなげていきたいと考えております。また、保育以外の領域においてウェアラブルIoT技術を活用した事業化の可能性についても模索していきたいと考えております。

さらに、現在、海外戦略に掲げる海外パートナーシップの再構築に向け、複数の中国アパレル企業との対話を重ねておりますが、中国における出生数の増加を背景として、ベビー・子供分野でのビジネス展開については意欲的であり、ベビー・子供アパレル事業とともに、ウェアラブルIoT事業についても高い関心を示しております。当社としても中国での事業拡大の可能性はあったと考えておりましたが、これまでの中国アパレル企業との対話の中でその必要性がより明確になったことから、今後の事業展開について検討を進めてまいります。

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社は、今回ファイナンスの割当予定先の資産運用を行う会社であるWeiss Asset Management LP(住所: 251 Little Falls Drive, Wilmington, Delaware 19808-1674, General partner: WAM GP LLC、以下、「Weiss社」といいます。)に対し、当社の経営環境、今後の事業方針を伝え、協議を行ってまいりましたが、本業アパレル事業の立て直しとともに、ウェアラブルIoT事業の拡大により中長期的な成長を目指していくという当社の事業方針について理解を得ており、国内事業展開を早期に軌道に乗せ、海外展開を含めた事業拡大につなげてまいります。

以上のとおり、ウェアラブルIoT事業の拡大のための開発投資に5百万円、海外展開に向けた開発投資に12百万円及び海外展開に必要となる仕入資金等の資金として1億80百万円を充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換もしくは交換されうる証券または当社普通株式を受領する権利を表章する証券の発行等(但し、本新株式及び本新株予約権の発行、本新株予約権の行使による当社普通株式の交付、発行済株式数(完全希薄化ベース)の5%以下の当社普通株式の交付、株式分割による当社普通株式の発行、当社の取締役等へのストック・オプションの付与(但し、当該ストック・オプションが行使された場合に交付される当社普通株式の数は、発行済みの当社新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数と合わせて発行済株式数の5%以下とします。)、その他日本法上の要請による場合等を除きます。)を行わない旨を合意する予定です。

当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から割当予定先が本新株予約権を保有している期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、その保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社または当社の子会社が発行者となる証券等であって、(A)当該証券等の最初の発行後、または(B)当社の事業若しくは当社普通株式の取引市場に関連する事由の発生により、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額または転換価額が当社普通株式の株価に連動して調整されるものの発行を行わない旨を合意する予定です。

当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から割当予定先が本新株予約権を保有している期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、本新株予約権の下限行使価額の120%を下回る払込金額による当社普通株式の発行または処分、及びその保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社または当社の子会社が発行者となる証券等で、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額または転換価額等が本新株予約権の下限行使価額を下回るものの発行または処分を行わない旨を合意する予定です。

当社は、割当予定先の承諾を得て上記 または の発行等を行う場合で、割当予定先が要求した場合、上記 または の発行等を行う証券等のうち本買取契約に従って算出される割合分について、他の相手方に対するものと同様の条件で割当予定先に対しても発行等を行う旨を合意する予定です。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	Japan International Partners LLC
	本店所在地	251 Little Falls Drive, Wilmington, Delaware 19808-1674 USA
	代表者の役職及び名称	Manager : Nippon Opportunity Management LLC
	資本金	100米ドル(2019年8月時点)
	事業の内容	証券投資
	主たる出資者及びその出資比率	Brookdale Aggregate Holdings LLC 100%
b. 当社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

1925年に神戸に創業した当社は、ベビー・子供アパレル事業を主な事業内容とし、一貫して自社オリジナル企画・デザインによる製品を提供してまいりました。現在は、主に総合スーパーにおけるインショップ業態であるBaby Plaza及びBOBSON並びに直営店256店舗を全国に展開し(2019年3月現在)、またネット通販による消費者への販売、専門店に向けた卸販売を行っております。

しかしながら、昨今のベビー・子供アパレル業界を取り巻く環境は、少子化による市場規模の縮小、根強い消費者の価格志向などの影響により非常に厳しい状況が続いており、当社は、2016年3月期以降継続的に営業損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、2019年3月期においては、6億22百万円の営業損失及び6億54百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、4期連続の損失計上となる誠に遺憾な結果となりました。さらに、それに伴って、3億99百万円のマイナスの営業キャッシュ・フローを計上することとなり、当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような状況を打破し経営再建を果たしていくために、2019年1月に当社筆頭株主である株式会社レゾンディレクションの代表者である清川浩志氏を新社長とする人事を決定し、同年3月に新たな経営再建計画である「事業計画2019-2020」を策定いたしました。清川氏は、同年6月に開催の定時株主総会の決議を経て、当社代表取締役社長に就任し、目下、その陣頭指揮のもと事業計画の実行に日々取り組んでいるところであります。

「事業計画2019-2020」は、A 着手済みの短期戦略、B 2019年度短期戦略、C 中期戦略の3つを基軸として策定しており、その骨子は以下のとおりです。

A 着手済みの短期戦略

店舗運営体制の改革、組織構造の改革、経費削減を基軸とし、2019年4月までに体制整備を完了いたしました。現在、新たな組織・体制にて、効率的な情報共有と意思決定のスピード化を図りながら、売上拡大と経費削減に努めております。

B 2019年度短期戦略

ブランド・リニューアル

2019年9月に日本製新生児ブランド「愛情設計」について、よりスタイリッシュなブランドへと全面リニューアルを実施しました。新たに「うるおいシルクコットン」を加え、“First touch” - 赤ちゃんを想うお母さんの愛情 - をコンセプトとして、新生児ブランドとしての地位の確立を目指してまいります。

また、2019年9月に新ブランド“n.o.u.s”をデビューさせました。トレンド性を重視した洗練されたアイテムを買い求めやすい価格で提案し、新たな顧客層の拡大により売上増を目指しております。

粗利率の向上

生産管理体制の強化に加え、生産拠点の見直しにより原価率の低減を図っております。目下、中国において、よりコスト競争力のある工場の開拓を進めており、2019年冬物以降生産拠点のシフトを進め、一層の原価低減につなげてまいります。加えて、プロパー販売の強化にも取り組み、値下げ率の抑制による粗利率の向上を実現させてまいります。

会員数の増加

WebサイトやSNSなどを活用して顧客との接点を増やし、リアル店舗とECの連携によって、会員数の増加を図り、売上拡大につなげてまいります。2020年3月期第1四半期においては、Baby PlazaにおいてSNSの活用を開始するとともに、会員の獲得に注力してまいりました。

今後もデジタル技術の活用、リアル店舗とECの連携を強化し、顧客にとっての利便性の向上を図りながら会員獲得に努めてまいります。

C 中期戦略

M & A戦略

2019年3月にベビー・子供服飾雑貨メーカーの中西を買収し、現在、シナジーの最大化に向けて取り組んでおります。中西による当社製品のOEM生産だけではなく、中西が所有するブランドの当社ECにおける販売にも取り組み、店舗及びECにおいて総合的に服飾雑貨を強化し、売上拡大とシナジーの最大化につなげてまいります。

今後も、同業他社とのシナジーと異業種への展開を視野に入れ、アパレル関連、子ども関連やファミリーをターゲットとする事業等のM & Aによる成長機会を追求していきます。

ウェアラブルIoT事業

現在、バイタルデータから独自のアルゴリズムで園児の体調を可視化した「園児見守りソリューション」を開発し、保育所への営業活動、全国展開に向けた代理店募集に取り組んでおります。幼児教育・保育の無償化に伴う保育サービスに対するニーズの増加とともに、安全・安心についての関心が高まる中、全国の保育所に展開し、保育所の安全性と保育の質の向上に貢献していきたいと考えております。

海外戦略

少子化による国内市場の縮小が避けられない状況下で、海外での事業展開は、将来の成長のためには重要であると考えております。当年度においても、複数の中国アパレル企業との対話を重ねておりますが、引き続き候補先の選定・協議を継続し、海外パートナー・シップの再構築を目指してまいります。

以上の取り組みにより、2020年3月期の業績改善と今後の成長を実現させるべく鋭意努力してまいり所存であります。

しかしながら、これらの事業戦略については、いずれも現在実行の途上の段階にあり、直ちに大きなキャッシュ・フローを生み出すことは現実的には困難であります。今後、これまでにないスピード感をもって戦略を着実に実行することにより早期の収益改善に努めてまいります。目下の当社の現況を踏まえると、当面の仕入資金を手元資金から捻出することは難しく、新たな資金調達必要性が生じております。

調達手段としては、当社の現況に鑑み資本性の資金調達が妥当であると判断し、当社代表取締役である清川浩志氏自身が、経営再建を果たしていくという強い決意から自らが新株式を引き受けることを前提とし、協調して当社に出資する意向のある引受け先を模索してまいりました。資金調達の手法については、当社の資金需要とのバランスを考慮しつつ、既存株主の利益に十分配慮することを重視し、国内外の事業会社・投資家との協議を重ねてきました。

その最中ではありますが、秋物の仕入資金に目処をつける必要があることから、当社は、当社代表取締役清川浩志氏及びかねてより当社を支援したいとの意向を示されていた株式会社大都商會を割当先として新株式及び新株予約権を発行することとし、2019年8月27日付公表の「第三者割当による新株式の発行及び第14回新株予約権の発行に関するお知らせ」に記載のとおり、同日発行を決議し、同9月13日に払込が完了いたしました。

これにより当面の資金の目処は立ちましたものの、未だ収益及びキャッシュ・フロー改善は実行途上の段階にあります。当第2四半期の業績は、2019年3月に中西株式会社を連結子会社化したことにより売上高は前年同期比24.7%増の21億72百万円と増収となりましたが、既存アパレル事業の売上高は前年同期比2.5%減と低調な推移となりました。その結果、粗利率の改善及び経費の削減により前年同期に対して赤字幅は僅かに縮小となったものの計画には至らず、依然として営業キャッシュ・フローはマイナスの状況が続いております。

以上のとおり、前回ファイナンスにより、2019年9月13日を払込期日として約2億円の資金を調達いたしました。冬物の一部及び春物の仕入資金としてさらに資金を調達する必要があることと、少子化を背景に国内ベビー・子供服市場は全体として厳しい状況が続く中、短期戦略としてのECの強化・リアル店舗とECの連携強化や中西とのシナジー強化を加速させる必要があること、さらには中期戦略であるウェアラブルIoT事業の拡大を図っていく必要があることから、一定程度確実かつ機動的な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

そのような状況の中、当社の資本政策について議論を行ってきたキャンターフィッツジェラルド証券株式会社(住所：東京都港区赤坂五丁目3番1号 赤坂Bizタワー38階 日本における代表者：村田光央)に対し、2019年7月に当社より資金ニーズを具体的に伝えたところ、リスク許容力が高く、当社の資金ニーズを充足する上で柔軟に投資手法を検討できると考えられる海外機関投資家をご紹介頂ける旨説明がありました。そして、キャンターフィッツジェラルド証券株式会社が、高い投資判断能力とリスク許容力を有すると見込まれる投資家として選定した海外機関投資家の内、当社のおかれた経営環境・今後の事業方針、本第三者割当に係るリスク等を十分に理解した上で、かつ当社が必要とする金額を調達する上で、当社にとって最も望ましいと考えられる条件を提示出来る可能性が高い機関投資家として、2019年8月に割当予定先の資産運用を行う会社であるWeiss社の紹介を受けました。

その後、Weiss社に対し当社の経営環境・今後の事業方針及び資金需要を伝えたところ、数度の協議を経てWeiss社より具体的な提案として当社の資金ニーズに沿う本資金調達提案を受けた次第です。

また、当社が、Weiss社の日本株式担当アナリストを通じてヒアリング及び資料にて確認したところ、Weiss社は米国の経済学者であるAndrew Weiss氏が創業し、現在もCEOを務めていることが背景としてある中で、学術的な投資理論を重視し、精緻な企業分析を行った上で投資を行うことを標榜しております。また、Weiss社は安定した資金を基にファンドを運営していることから、短期的な業績動向だけではなく、中長期的な事業戦略を評価した上で投資を検討可能であり、投資先と良好な関係を構築しながら経営には関与せず、中長期的に投資先の株主価値最大化を金融面から支援していく方針の投資家である旨の表明を口頭で受けております。以上の理由から本資金調達提案を採用し、Weiss社の関連会社でありWeiss社の役員と同一の役員構成である、Nippon Opportunity Management LLC(住所：251 Little Falls Drive,Wilmington,DE 19808、Manager:Weiss Asset Management LP)が運用するJapan International Partners LLCを割当先とすることを決定いたしました。

今般の資金調達により当社経営再建をより確かなものにするとともに、将来の成長と安定的な財務体質の構築を実現し、企業価値の回復と向上を図ることで、株主の皆様をはじめステークホルダーの利益の最大化に努めてまいり所存であります。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株式発行	1,543,200株
本新株予約権の目的である株式の総数	14,913,500株
合計	16,456,700株

e. 株券等の保有方針

本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当先との間で、継続保有及び預託の取り決めはありません。なお、本新株式及び本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は純投資である旨、口頭で確認しております。当社役員と割当予定先の担当者との協議において、本新株式及び本新株予約権の行使より取得する当社株式については、割当予定先が市場の状況等を勘案し市場売却等の方法により適宜売却する可能性がある旨を口頭にて確認しております。また、本買取契約において、割当予定先が保有した株式については、一日の当社株式の出来高の20%を超える株式数を一日で売却しない旨を合意する予定です。

また、本新株予約権には、譲渡制限は付されておませんが、割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する予定はなく、本新株予約権の行使が完了するまでの間は、保有する方針であることを口頭で確認しております。

本新株予約権は、振替新株予約権であるため、本新株予約権の発行要項には譲渡制限について規定されておませんが、本買取契約において、割当予定先は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡することはできない旨を定める予定です。当社取締役会が事前に譲渡承認を行う場合、後記f. 払込みに要する資金等の状況及びg. 割当予定先の実態に記載の手續と同様に、譲渡先について本新株予約権の行使に要する資金の保有状況、本人確認及び反社会的勢力と関係を有していないことを確認したうえで、承認を行うこととします。

もしも、上記の手續を経て、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡することを承認した場合、直ちにその旨並びに譲渡先について本新株予約権の行使に要する資金の保有状況、本人確認及び反社会的勢力と関係を有していないことを確認した手續について適時開示を行います。

f. 払込みに要する資金等の状況

Japan International Partners LLC に対する Brookdale International Partners, L.P. (住所: 80 State Street, Albany, NY 12207, Manager: Weiss Asset Management LP) 及び Brookdale Global Opportunity Fund (住所: 39 Market Street #3205, 2nd Floor, Gardenia Court, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003, Cayman Islands, Manager: Weiss Asset Management LP) より提出された資金提供を確約する「エクイティ・コミットメントレター」及び Brookdale International Partners, L.P. 及び Brookdale Global Opportunity Fund の資金源として直近のプライムブローカー発行の残高報告書を受領しました。当社は、Brookdale International Partners, L.P. 及び Brookdale Global Opportunity Fund のアカウントにおける日々の入出金の金額を確認することにより、当該ファンドが本件払込みに十分な額の資金を運用していること、並びに当該ファンドが Japan International Partners LLC に対し本件払込みに必要な資金を出資する旨を確約していることを確認しました。

したがって、本新株発行及び本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、Japan International Partners LLC について、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都港区赤坂2-8-11 代表取締役 羽田寿次)に調査を依頼しました。その結果、割当予定先である Japan International Partners LLC 及びその直接の出資者である Brookdale Aggregate Holdings LLC、並びにその直接の出資者である Brookdale International Partners, L.P. 及び Brookdale Global Opportunity Fund、Japan International Partners LLC のマネージャーである Nippon Opportunity Management LLC、並びに Brookdale International Partners, L.P. 及び Brookdale Global Opportunity Fund に対して投資運用業務を提供している Weiss 社、そのジェネラル・パートナーである WAM GP LLC 並びに Weiss 社の CEO 及びその役員について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。また、Brookdale International Partners, L.P. 及び Brookdale Global Opportunity Fund の資金源泉につきましては、同ファンドに対して資金運用業務を提供している Weiss 社から、Brookdale International Partners, L.P. 及び Brookdale Global Opportunity Fund の投資家につき、現時点において、反社会的勢力との関係が疑われる旨の報告はありませんでした。

以上のことから、当社は割当予定先が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されておりません。但し、本買取契約において、割当予定先は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定です。なお、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株発行

割当予定先と交渉した結果、本新株式の発行価格は、本新株発行に係る取締役会決議日の前営業日(2019年11月7日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値36円を基準とし、1株につき32.4円(ディスカウント率10.0%)といたしました。

当該発行価格は、本新株発行に係る取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値の平均値である34.55円に対しては(6.22%のディスカウント)、直前3ヶ月間の終値の平均値である34.08円に対しては(4.93%のディスカウント)、直前6ヶ月間の終値の平均値である35.41円に対しては(8.50%のディスカウント)となります。

本新株発行に係る取締役会決議日の前営業日の終値を基準とした理由は、算定時に最も近い時点の市場価格であり、現時点における当社株式価値を適正に反映しているものと判断したためであります。

かかる発行価格については、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であること」とする、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、割当予定先に特に有利な発行価格に該当しないものと判断しております。

なお、監査役3名全員(うち社外監査役2名)から、本新株式の発行価額は、上記日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」等に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

本新株予約権発行

当社は、本新株予約権の発行要項及び本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者評価機関である茄子評価株式会社(東京都港区麻布十番1丁目2番7号 ラフィネ麻布十番701号 代表者:那須川 進一)(以下「茄子評価」といいます。)に依頼しました。茄子評価と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

茄子評価は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、茄子評価は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率、割当予定先の権利行使行動等についての一定の前提を想定して評価を実施しています。

当社は、茄子評価が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との協議を経て、第15回新株予約権1個当たりの払込金額を当該評価額と同額である34円としました。また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日(2019年11月7日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値36円を参考として、当初32.4円(10%のディスカウント)としました。

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、茄子評価が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、茄子評価の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額であるため、本新株予約権の発行価額は、特に有利発行せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、監査役3名全員(うち社外監査役2名)から、本新株予約権の発行価額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

第三者割当により発行される株式数は1,543,200株(議決権数は15,432個)で、発行決議日現在の当社発行済株式総数117,460,310株に対する比率は1.3%、発行決議日現在の当社議決権総数1,174,299個に対する比率は1.3%であります。また、本新株予約権の全てが行使された場合における交付株式数は14,913,500株(議決権数は149,135個)で、発行決議日現在の当社発行済株式総数に対する比率は12.7%、発行決議日現在の当社議決権総数に対する比率は12.7%であります。したがって、本資金調達による希薄化の割合は最大で14.0%であります。

なお、当社が2019年8月27日の取締役会決議により発行いたしました新株式及び新株予約権の行使により増加する当社普通株式に係る議決権の数112,880個に、本新株式発行及び本新株予約権の行使により増加する当社普通株式に係る議決権の数164,567個を加えた増加する議決権の総数277,447個は、2019年8月27日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満であり、支配株主の異動を伴うものでもないこと(本新株予約権の全てが行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続は要しません。

当社が、当面必要となる資金を調達し「事業計画2019-2020」の着実な実行により経営再建を果たしていくこと、本新株予約権の行使により調達する資金によりウェアラブルIoT事業を拡大し中長期的な成長を実現していくことは、既存株主の利益に資するものであり、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

本新株式発行および本新株予約権の行使により、大株主の状況が次の通り変動する見込みであります。

氏名又は名称	住所	割当前の 所有株式数 (株)	割当前の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
Japan International Partners LLC	251 Little Falls Drive, Wilmington, Delaware 19808-1674 USA	0	0.00	16,456,700	12.29
株式会社レゾンディレクション	兵庫県尼崎市御園町5番地	14,700,000	12.52	14,700,000	10.98
大都長江投資事業有限責任組合	東京都豊島区北大塚3丁目34-1	10,000,000	8.52	10,000,000	7.47
清川 浩志	兵庫県神戸市	6,451,000	5.49	6,451,000	4.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,900,300	1.62	1,900,300	1.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,879,500	1.60	1,879,500	1.40
株式会社アースプラン	沖縄県名護市字為又265-3	930,000	0.79	930,000	0.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8-11	868,300	0.74	868,300	0.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	東京都中央区晴海1丁目8-11	853,600	0.73	853,600	0.64
株式会社ウィンフィールド	愛知県大府市共西町5丁目119-1	750,000	0.64	750,000	0.56
計	-	38,332,700	32.64	54,789,400	40.92

- (注) 1 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2019年3月31日現在の株主名簿上の株式数(総議決権数1,109,789個)に、2019年9月13日に清川浩志氏に対し実施した第三者割当増資により発行した6,451,000株(議決権数64,510個)を加えた1,174,299個を基準としております。
- 2 今回の割当予定先以外の株主の所有議決権数の割合について、清川浩志氏以外の株主については、2019年3月31日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。清川浩志氏については、当社が2019年9月13日に実施した第三者割当増資により発行した6,451,000株を取得し、その後は変更がないものとして計算したものであります。
- 3 割当予定先の割当後の所有株式数は、本新株式発行による交付株式数1,543,200株に本新株予約権が全て行使された場合に交付される14,913,500株を加算した株式数であります。
- 4 割当後の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当後の各株主の所有株式数に係る議決権の数を、2019年3月31日現在の総議決権数(1,109,789個)に、2019年9月13日に清川浩志氏に対して実施した第三者割当増資により発行した6,451,000株に係る議決権数(64,510個)、本新株式発行による交付株式数1,543,200株に係る議決権数(15,432個)及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される14,913,500株に係る議決権数(149,135個)を加えた、総議決権数(1,338,866個)で除して算出した数値であります。
- 5 前記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載の通り、割当予定先であるJapan International Partners LLCは、割当を受けた本新株予約権の行使により交付された株式については、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であるため、割当後の総議決権に対する所有議決権数の割合は、上表から変動する可能性があります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出後、本有価証券届出書提出日(2019年11月8日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2019年11月8日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

2 臨時報告書の提出

当社は、「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2019年11月8日)までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

(2019年6月27日提出)

1 提出理由

当社は、2019年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

状況に応じて必要な資金を機動的に行うことを可能とするため、発行可能株式総数を変更する。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、清川浩志、木村裕輔、浅川岳彦、染川智香、及び田部貴夫を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、岡村秀信を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	423,490	49,955	0	(注)1	可決 89.45
第2号議案 取締役5名選任の件					
清川 浩志	444,968	28,403	0	(注)2	可決 93.98
木村 裕輔	404,438	68,933	0		可決 85.42
浅川 岳彦	394,337	79,034	0		可決 83.29
染川 智香	446,159	27,212	0		可決 94.24
田部 貴夫	407,609	65,762	0		可決 86.09
第3号議案 監査役1名選任の件					
岡村 秀信	463,821	9,550	0	(注)2	可決 97.97

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(注)2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

3 資本金の増減

「第四部 組込情報」の第56期有価証券報告書に記載の資本金は、当該有価証券報告書提出日(2019年6月27日)以降、本有価証券届出書提出日(2019年11月8日)までの間において、以下のとおり変化しています。

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年9月13日	6,451	117,460	99,990	1,838,043	99,990	1,156,125

(注) 第三者割当増資による増加であります。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第56期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月27日 近畿財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第56期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年8月7日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第57期第2四半期)	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	2019年11月7日 近畿財務局長に提出
訂正四半期報告書	事業年度 (第57期第2四半期)	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	2019年11月8日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月19日

株式会社キムラタン
取締役会 御中清 稜 監 査 法 人
代表社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 伸 郎
業務執行社員 公認会計士 大 西 彰

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キムラタンの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キムラタン及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当連結会社は、当連結会計年度において6期連続してマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、また、当連結会計年度において6億22百万円の営業損失及び6億54百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社キムラタンの2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社キムラタンが2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会社は、内部統制報告書に記載のとおり、株式取得により、2019年3月11日付で連結子会社となった中西株式会社の財務報告に係る内部統制について、株式の取得が会社の事業年度末日直前に行われたため、やむを得ない事情により十分な評価手続を実施できなかったとして、期末日現在の内部統制評価から除外している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月19日

株式会社キムラタン
取締役会 御中

清 稜 監 査 法 人
代表社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 伸 郎
業務執行社員 公認会計士 大 西 彰

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キムラタンの2018年4月1日から2019年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キムラタンの2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当期において6期連続してマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、また、当期において5億87百万円の営業損失及び6億40百万円の当期純損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年11月6日

株式会社キムラタン

取締役会 御中

清稜監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 伸 郎 印

業務執行社員 公認会計士 大 西 彰 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キムラタンの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キムラタン及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において6期連続してマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、また、当第2四半期連結累計期間において2億91百万円の営業損失及び3億円の親会社株主に帰属する四半期純損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況及び重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。